I. 道路運送車両法

1. 道路運送車両法(抜粋)

制 定 昭和26年6月1日 法律第185号 最終改正 令和5年6月16日 法律第63号

- 第94条の2(指定自動車整備事業の指定等)地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について前条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。(P6 指定規則第2条)
 - 2 第78条第2項から第4項まで及び第80条第1項(第2号ロから二までに係る部分に限る。)の規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同号ロ中「第93条の規定による自動車特定整備事業の認証」とあるのは「第94条の8第1項の規定による指定」と、「当該認証」とあるのは「当該指定」と読み替えるものとする。
 - 3 第1項の規定の適用については、2以上の自動車特定整備事業の事業場のために用いられる自動車の検査の設備は、その管理の方法、位置その他について<u>国土交通省令</u>で定める要件を備えるときは、 当該2以上の事業場のそれぞれに所属する自動車の検査の設備とみなすことができる。(P6 指定規 則第3条)
- 第94条の3(設備の維持等)前条第1項の指定を受けた者(以下「指定自動車整備事業者」という。)は、 同項の設備(自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。)、技術及び管理組織を同条第1項に規 定する基準に適合するように維持しなければならない。
 - 2 地方運輸局長は、前条第1項の設備、技術及び管理組織が同項に規定する基準に適合していないと 認めるときは、当該指定自動車整備事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを 命ずることができる。
- 第94条の4(自動車検査員)指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について<u>国土交通</u> 省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなけれ ばならない。(P7 指定規則第4条)
 - 2 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることができない。ただし、同一の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について<u>国土交通省令</u>で定める要件を備えるものについては、この限りでない。(*P7 指定規則第4条の2*)
 - 3 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から 15 日以内に、地方運輸局 長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。*(P7 指定規則第5条)*
 - 4 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若 しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査 員の解任を命ずることができる。
 - 5 前項又は第76条の32第4項の規定による命令により自動車検査員又は軽自動車検査員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

- 第94条の5 (保安基準適合証等) 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証)を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。(P7 指定規則第6条)
 - 2 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で 定める自動車を除く。)に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるとこ ろにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登 録情報処理機関に提供することができる。
 - 3 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該 指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなす。
 - 4 第1項の場合においては、自動車検査員は、<u>国土交通省令</u>で定める基準により、当該自動車が保安 基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明を してはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について<u>国土交通省令</u>で定める技 術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、<u>国土交通省令</u> で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。(P9 指定規則第8条第1 項)(指定規則第8条第2項)(指定規則第8条第3項)
 - 5 自動車検査員は、第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第1項の証明をしてはならない。
 - **6** 保安基準適合証及び保安基準適合標章には、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、有効期間を付さなければならない。(*P9 指定規則第9条*)
 - 7 新規検査又は予備検査(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車等又は第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書(同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。)とともに有効な保安基準適合証の提出があった場合には、第 59 条及び第 60 条並びに第 71 条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第 74 条の 4 の規定の適用があるときは、協会。次項、第 10 項及び次条第 4 項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
 - 8 継続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があった場合には、第62条の規定の適用については、 当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

- 9 前2項の検査の申請をする者は、第2項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前2項の申請書にその旨を記載することをもって保安基準適合証の提出に代えることができる。
- 10 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第7項又は第8項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、<u>国土交通</u>省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。(P10 指定規則第9条の2)
- 11 第1項の規定による自動車検査員の証明を受けた自動車が国土交通省令で定めるところにより当該証明に係る有効な保安基準適合標章を表示しているときは、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。
- 12 第71条の2第6項の規定は、保安基準適合証について準用する。
- 第94条の5の2 (限定保安基準適合証) 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。
 - 2 前条第2項及び第3項の規定は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車(<u>国土交通</u> 省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による限定保安基準適合証の交付について準用する。 (P10 指定規則第9条の3)
 - **3** 前条第1項ただし書及び第4項前段の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、 同条第4項前段中「当該自動車」とあるのは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。
 - 4 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があった場合には、第59条及び第60条、第62条並びに第71条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
 - 5 前条第9項及び第10項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。
- 第94条の6(指定整備記録簿)指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条 第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
 - (2) 点検及び整備並びに検査の概要
 - (3) 検査の年月日
 - (4) 自動車検査員の氏名
 - (5) <u>国土交通省令</u>で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項 (P10 指定規則第10条)
 - (6) 依頼者の氏名又は名称及び住所
 - 2 指定整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。
- 第94条の7 (罰則の適用) 自動車検査員その他第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務

に従事する職員とみなす。

- 第94条の8 (保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付の停止等)地方運輸局長は、指定自動車整備 事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保 安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。
 - (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 第93条第2号又は第3号に該当するとき。
 - (3) 第94条の2第2項において準用する第78条第2項又は第3項の規定による業務の範囲の限定又は指定に付した条件に違反したとき。
 - (4) 第94条の2第2項において準用する第80条第1項第2号ハ又は二に掲げる者となったとき。
 - (5) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第9条第7項の規定に違反したとき。
 - 2 指定自動車整備事業者が自動車特定整備事業者でなくなったとき、又は次条において準用する第 81条第2項の規定による事業の廃止の届出があったときは、その指定は、効力を失う。
- 第94条の9 (準用規定) 第81条第1項(同項第4号に係る部分に限る。) 及び第2項並びに第89条の規定は、 指定自動車整備事業者について準用する。
- 第94条の10 (国土交通省令への委任) 第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する実施細目、指定整備記録簿の様式並びに業務の適正な運営の確保のために指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。(P5 指定規則)